様式第２２号（第２２条関係）　　　（表）

現場代理人等決定（変更）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　諫早市長　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

工事番号　　　　第　　　　　　　　　　号

工事名

１　現場代理人

|  |
| --- |
| 氏　　　名 |
| 　 |

　※他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者との兼務（該当に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 兼務はありません。 |
|  | 兼務があり、別途協議します。 |

２　主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施工体制 | 技術者の区分 | 氏　　名 |
| 直営 | ①全て自社施工 | 主任技術者専任非専任※いずれかに○ |  |
| 一部下請施工 | ②下請総額　5,000万円未満 |
| ③下請総額　5,000万円以上5,000万円未満で監理技術者を配置する場合を含む。 | 監理技術者 |  |
| 監理技術者補佐 |  |

　※他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者との兼務（該当に○）

　※請負代金４，５００万円以上の場合

|  |  |
| --- | --- |
|  | 兼務はありません。 |
|  | 兼務があり、別途協議します。 |

３　専門技術者（工事の種類　　　　　　　　　　　工事）

|  |
| --- |
| 氏　　　名 |
| 　　　　　　　　 |

（裏）

　備考

　　１　建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず主任技術者を選任すること。なお、配置技術者については、請負金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては９，０００万円）以上となる場合は工事ごとに専任の者を、下請代金の総額が５，０００万円（建築一式工事にあっては８，０００万円）以上となる場合は主任技術者に代えて監理技術者を選任すること。

　　２　主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、本件工事に必要となる資格に係る資格者証等の写し（実務経験者の場合は、実務経歴書）を添付すること。

　　３　監理技術者については、監理技術者資格者証（表・裏）の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。

　　４　専門技術者とは、建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。